

令和7年度介護職魅力発信PR映像作成業務（求職者向け） 企画提案募集要領

沖縄県では、以下のとおり令和7年度介護職魅力発信PR映像作成業務（求職者向け）を実施します。

受託を希望される方は、本要領に従って企画提案書等を提出してください。

1. 委託業務の内容

若者やアクティブシニア層、子育てを終えた層など、現在仕事を求めている方や今後働き手となり得る者を対象に、介護職の仕事や魅力等をPRする映像を作成し周知・広報することにより、介護職への理解及び多様な人材の就業の促進を図ることを目的とする。

業務の詳細は、「令和7年度介護職魅力発信PR映像作成業務（求職者向け）企画提案仕様書」をご覧ください。

2. 応募資格

提案者は、次に掲げる（１）～（４）の要件をすべて満たしていることとします。

- （１）地方自治法施行令第167条の４第１項の規定に該当しない者であること。
- （２）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- （３）宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- （４）過去２年間に於いて、介護・福祉・保健医療分野に関する業界の紹介や魅力発信等に関する映像等を作成した実績を有し、本業務の遂行に必要な経験及びノウハウを十分に有していること。

3. 提案内容の要件

別紙「令和7年度介護職魅力発信PR映像作成業務（求職者向け）企画提案仕様書」のとおりにとなります。

4. 応募の方法

（１）質問の受付について

質問がある場合は、令和7年12月4日（木）17時までに、質問書【様式7】を記入し、FAXまたはEメールで送付してください。質問に対する回答は、随時、沖縄県高齢者介護課のホームページに掲載いたします。

提出先は、「9. お問い合わせ・書類提出先」をご参照ください。

（２）企画提案書等の提出

- ①提出期限：令和7年12月9日（火） 17時（郵送は必着）
- ②提出書類：応募書類一式（【様式1】～【様式6】）
- ③提出方法：持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、到着確認が可能な手段を取り、提出期限内に必着としてください。

5. 提出書類及び必要部数

下記様式1～6を一連にして5セット（原本1部、コピー4部 ※全て片面印刷）作成して提出してください。

（1）企画提案応募申請書【様式1】（要押印）

（2）企画提案書【様式2】

※表紙及び目次を除きページの通し番号を付すること。また、映像作品の構成がわかるシナリオや絵コンテ等を明示すること。

（3）提案者概要書【様式3】

（4）積算見積書【様式4】

（5）実績書【様式5】

（6）誓約書【様式6】（要押印）

※コンソーシアムの場合は、構成員ごとに会社概要書、実績書を作成するとともに、コンソーシアム協定書を添付してください。

※原則として提出書類は、A4縦・左綴りとします。

6. 受託事業者の選定

（1）第一次審査（書面審査）

応募者が4社以上の場合は高齢者介護課内において、企画提案書の内容、事業実績等について書面審査を行った上で、上位3社を選定します。選定された事業者に対しては結果及び第二次審査の実施日時等を、選定されなかった事業所に対しては結果のみを連絡します。

なお、応募者が3社以下の場合は、第一次審査は実施せず、応募資格要件の適合を確認した上で、全て第二次審査の対象とします。

（2）第二次審査（プレゼンテーション審査） ※12月16日（火）を予定。

選定委員会において、企画提案書の内容、経費等についてプレゼンテーション審査を行った上で、最も優れた提案者を選定します。

なお、第二次審査に関する留意事項は以下のとおりです。

①提出した企画提案書によりプレゼンテーションを実施するものとし、追加の資料や映像機器の持ち込みは認めないものとする。

②時間配分はプレゼンテーション10分、質疑10分とする。

③審査会場への入場者は3人以内とする。

④選定委員会は非公開で行い、審査経過等に関する問い合わせには応じない。

⑤選定委員会より選定した事業者が辞退した場合、又は、県との委託に関する協議が整わなかった場合には、次順位以降の者を繰り上げて、選定できるものとする。

7. 公募及び審査スケジュール

（1）公募開始・・・・・・・・・・11月25日（火）

（2）質問締切・・・・・・・・・・12月4日（木）17時

（3）公募締切・・・・・・・・・・12月9日（火）17時

（4）第一次審査結果連絡・・・・・・・・12月12日（金）までに行う予定

（5）第二次審査・・・・・・・・・・12月16日（火）午前中を予定

- (6) 第二次審査結果連絡・・・・・・・・・・12月22日(月)までに行う予定
- (7) 見積書提出・契約締結・・・・・・・・・・12月下旬を予定

8. その他

- (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 今回の公募は委託契約候補者の順位を決定するものであり、契約締結を保障するものではありません。
- (3) 業務を実施するにあたっては、県と調整しながら進めていくものとし、提案された内容を全て実施することを保証するものではありません。
- (4) 提出書類の作成、提出、ヒアリングへの出席に要する費用は、申請者の負担とします。また、提出書類は返却しません。
- (5) 1 提案者（コンソーシアム）あたりの提案は 1 件とします。
- (6) 提出された企画提案書、審査内容及び審査経過等については公表しない。
- (7) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する必要があります。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項（※）の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付は免除となります。
- (8) その他詳細は、企画提案仕様書のとおりとします。

（※）契約保証金について（抜粋）

（契約保証金）

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額（長期継続契約に係る入札にあっては、当該契約金額を契約期間の月数で除して得た額に12を乗じて得た額）の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）若しくは他の地方公共団体と契約をするとき又は公共的団体等と随意契約（公益を目的としたものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 電気、ガス、水の供給若しくは公共放送等の受信等公益独占事業に係る契約又は主務大臣が認可した契約約款に基づく契約若しくは国が指定した相手方と契約を締結するとき。

(9) 不動産の買入れ又は不動産若しくは物品の借入若しくは交換に係る契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(10) 県の業務に係る放送、広告、調査、研究、計算、鑑定、評価、訴訟等を随意契約で委託する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(11) 資金を貸付ける契約、預金契約、寄付に係る契約、運送契約及び雇用契約を締結する場合において、その性質上必要がないと認められるとき。

(12) 美術品の買入れに係る随意契約を締結する場合において、当該美術品の事前審査から納品までの間、県がこれを保管し、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

9. お問い合わせ・書類提出先

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎 1－2－2 沖縄県庁 3 階

沖縄県保健医療介護部高齢者介護課 担当 古謝

TEL 098-866-2214

FAX 098-862-6325

E-mail : aa021156@pref.okinawa.lg.jp